

# 青森県報

号外第三十七号

平成二十九年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 条例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課)…一  
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同)…五

## 条例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県条例第二十四号

#### 青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二中「第三十二条第十三項の申告書」を「第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第十五項の申告書」を「同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第百八十七条中「又は法第三百四十九条の三」を「、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こゝる」を「超える」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改める。  
附則第六条の二第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場  
合」の下に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 法第三十二条第十三項ただし書の規定の適用がある場合
- 二 法第三十二条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めると  
き。

附則第六条の四第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項中「平成二十九年年度」を「平成三十二年年度」に、「の規定により」を「に規定するところにより」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年年度」を「平成三十二年年度」に、「の規定により」を「に規定するところにより」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令附則第十七条の二第四項に規定する場合において、当該期間の初日から同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第二項及び次項の規定の適用については、第二項に規定する期間は、当該初日から政令附則第十七条の二第四項に規定する日までの期間とする。

附則第八条の四の二第二項中「、第五十二条第一項」を「(前項の規定により控除を受ける金額を増加させる第五十二条第一項)に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法附則第八条の二の二第二項に規定する総務省令で定める」を「地方税法施行規則附則第二条の六第一項に規定する様式の」に、「同項に規定する総務省令で定める」を「同条第二

項に規定する」に、「金額は」を「金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は」に改め、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第五項中「、第五十二条第一項」を「(第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる第五十二条第一項)に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法附則第八条の二の二第五項に規定する総務省令で定める」を「地方税法施行規則附則第二条の六第一項に規定する様式の」に、「同項に規定する総務省令で定める」を「同条第二項に規定する」に、「金額は」を「金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は」に改め、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第八条の五の二第二項中「第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の」を「第七十二条の四十八第三項に規定する」に改め、同条第二項中「若しくは第七十二条の二十八」を「又は第七十二条の二十八」に、「申告書、」を「申告書(前項の規定により控除を受ける金額を増加させる)に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」を加え、「法附則第九条の二の二第二項に規定する総務省令で定める」を「地方税法施行規則附則第三条第一項に規定する様式の」に、「同項に規定する総務省令で定める」を「同条第二項に規定する」に、「金額は」を「金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は」に改め、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第八条の六の二第二項中「附則第九条の三の二第二項」を「附則第九条の三第一項」に改める。

附則第九条の二中「附則第十二条の二の二第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改める。

附則第九条の二の二第五項中「附則第十二条の二の三第五項」を「附則第十二条の二の二第八項各号」に、「ガソリン自動車」を「自動車」に、「前三項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の三第四項各号」を「附則第十二条の二の二第七項各号」に、「前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「第二項から前項まで又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第三項各号」を「附則第十二条の二の二第五項各号」に、「前項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前三項又は法附則

第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に規定する自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率に百分の六十を乗じて得た率とする。

附則第九条の二の二第二項中「附則第十二条の二の三第二項各号」を「附則第十二条の二の二第三項各号」に改め、「(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十二条の二の二第四項各号に規定する自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率に百分の四十を乗じて得た率とする。

附則第九条の二の二第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の二の二第二項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日

までに行われたときに限り、第二百二十八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に規定する率に百分の二十を乗じて得た率とする。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第九条の二の三の二 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第三百三十一条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第十二条の二の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第三百三十一条の申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定(第四百四十条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第二百二十九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第九条の二の五第四項中「において」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに法附則第十二条の二の七第五項各号に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第四百四十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第九条の三第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項第四号中「次項において「エネルギー消費効率」を「以下この条において「エネルギー消費効率」に改め、「定められたもの」の下に「(第四項及び第五項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)」を、

「次号」の下に「及び第四項」を加え、「もの(次項)を「もの(以下この条)に改め、同項第五号中「除く」の下に「。第四項第五号において同じ」を、「規定するもの」の下に「(第四項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車に対する第五百五十二条の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法附則第十二条の三第五項の規定の適用を受ける同項第一号に規定する電気自動車

二 法附則第十二条の三第五項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する天然ガス自動車

三 法附則第十二条の三第五項の規定の適用を受ける同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十四十一乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則第五条の二第十一项に規定するもの(次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。)の二分の一を超えないもので同条第十二項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同条第十三項に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第十四項に規定するものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第十五項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四

分の一を超えないもので同条第十六項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第九条の四 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百五十四条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の四第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第百五十六条及び第百五十七条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十三条第一項及び第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の五の二第一項及び第八条の六の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第七条の二第四

項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する期間の末日が平成二十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後である同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

3 改正後の条例附則第八条の四の二第二項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に提出する改正後の条例第五十二条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書若しくは地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項及び次項において「新法」という。）第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の県民税若しくは施行日以後にされる新法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税について適用し、法人が施行日前に提出した改正前の青森県県税条例（次項において「改正前の条例」という。）第五十二条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書若しくは旧法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の県民税又は施行日前にされた旧法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 改正後の条例附則第八条の五の二第二項の規定は、法人が施行日以後に提出する改正後の条例第六十三条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書若しくは新法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる新法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正（施行日前に提出された旧法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。）に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した改正前の条例第六十三条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書若しくは旧法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた旧法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正に係る事業年

度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 改正後の条例附則第九条の二の二及び第九条の二の三の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 知事は、納付すべき自動車取得税(施行日前の自動車の取得に対するものに限る。)の額について不足額があることを青森県条例第百三十一条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者(当該第三者と地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百十八号。第十項において「改正政令」という。))附則第六条第一項各号に掲げる特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条例第百三十一条の申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定(同条例第百四十条の規定を除く。)を適用する。

7 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

8 改正後の条例附則第九条の二の五第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

9 改正後の条例附則第九条の三及び第九条の四の規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

10 知事は、納付すべき自動車税(平成二十八年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを青森県条例第百五十四条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第十三条第一項の規定に

よる告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正政令附則第七条第一項各号に掲げる特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(同条例第百五十六条及び第百五十七条の規定を除く。)を適用する。

11 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

12 改正後の条例第百八十七条の規定は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

13 青森県条例等の一部を改正する条例の一部改正  
(青森県条例等の一部を改正する条例の一部改正)  
青森県条例等の一部を改正する条例(平成二十九年三月青森県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中青森県条例附則第九条の二から第九条の二の三までの改正規定の次に次のように加える。

附則第九条の二の三の二を削る。  
第二条のうち青森県条例附則第九条の三を改め、同条の次に一条を加える改正規定中「削り、同条の次に次の一条を加える」を「削る」に改め、附則第九条の三の二を附則第九条の四とし、同条の前に次のように加える。

附則第九条の四を次のように改める。  
~~~~~  
~~~~~

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号  
青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第九条第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第十二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第十五条第二項第一号及び第十八条第二項第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第五条第一号の規定は、平成二十九年四月一日以後に製造の事業、同号に規定する農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に製造の事業、改正前の青森県県税の特別措置に関する条例第五条第一号に規定する情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭